

## 質問に対する回答書

件名) 関越自動車道 高崎管内中分防護柵改良工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1		防護柵撤去設置工に先立ち中央分離帯の既設樹木を撤去する際、一時的に眩光防止施設が無い状態になりますが、その状態で交通規制開放する事はできるのでしょうか。	一時的に眩光防止板の無い状態で交通規制を開放することは可能です。 ただし、特記仕様書22-1(5)のとおり、中央分離帯植栽の樹木撤去後、必要に応じて仮設の眩光防止板の取付けを追加する場合があります。